



県章

三重県公報

平成4年12月15日 火曜日 第406号

目次

告示

- 三重県地域総合整備資金に係る歳入の徴収又は収納事務の委託 (地域振興課) 1
 - 三重県国民健康保険診療報酬審査委員会の各委員の定数 (国民健康保険課) 2
 - 特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正 (大気水質課) 2
 - 特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正 (同) 2
 - 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域の一部改正 (同) 3
 - 建築営繕課関係補助金交付要綱の一部改正 (建築営繕課) 3
- ### 公告
- 第44回准看護婦試験の実施 (医務環境課) 5
 - 土地改良事業の認可 (耕地課) 5
 - 土地改良事業の工事を完了した旨の届出 (同) 5
 - 換地計画認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 (農村整備課) 6
- ### 正誤
- 平成2年10月5日付け三重県公報第180号 (耕地課) 6

告示

三重県告示第608号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、三重県地域総合整備資金に係る歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託した。

課長

課長補佐

主幹

主査

主査

主査

主査

主査

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

委託先

財団法人地域総合整備財団

理事長 首藤 堯

東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号

三重県告示第 609 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 88 条第 1 項の規定により、三重県国民健康保険診療報酬審査委員会の各委員の定数を次のとおり定め、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

国民健康保険診療報酬審査委員会の各委員の定数（平成 2 年三重県告示第 619 号）は、平成 4 年 12 月 31 日限り廃止する。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

国民健康保険医及び国民健康
保険薬剤師を代表する委員

20 人

保険者を代表する委員

20 人

公益を代表する委員

20 人

三重県告示第 610 号

特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和 49 年三重県告示第 241 号の 2）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 の (2) から (4) までの規定中「（昭和 43 年法律第 100 号）」を削る。

2 中「第 1 条第 1 項」を「第 1 条の 5 第 1 項」に、「第 14 条第 1 項第 2 号」を「第 5 条の 3」に改める。

三重県告示第 611 号

特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和 52 年三重県告示第 727 号）中「第 1 条第 1 項」を「第 1 条の 5 第 1 項」に、「第 14 条第 1 項第 2 号」を「第 5 条の 3」に改め、公表の日から施行する。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県告示第 612 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則の規定による知事が指定する区域（昭和 52 年三重県告示第 728 号）中「第 1 条第 1 項」を「第 1 条の 5 第 1 項」に、「第 14 条第 1 項第 2 号」を「第 5 条の 3」に改め、公表の日から施行する。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県告示第 613 号

建築営繕課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

建築営繕課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

建築営繕課関係補助金交付要綱（昭和 52 年三重県告示第 147 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 号の項 (C) の欄第 1 号中「（昭和 62 年建設省住整発第 53 号）」を「（昭和 49 年建設省住整発第 69 号）」に改め、同項 (D) の欄第 1 号中「（昭和 62 年建設省住整発第 54 号）第 4-1」を「（平成 4 年建設省住整発第 59 号）第 4 第 1 項」に改め、同項中

2 一括助成事業
昭和 62 年度以降
に貸付けられた
住宅新築資金及
び宅地取得資金
のうち、当該助
成事業を行う年
度の前年度の貸
付に伴い生ずる
借受人からの償
還総額とこれら
資金の財源とす
るために市町村
が起債した地方
債の償還総額と
の差額に要する
経費

2 一括助成事業
上記要綱第 4-
2 に定める市町
村にあつては
10/10 以内

を

- 2 一括助成事業
昭和 62 年度以降に貸付けられた住宅新築資金及び宅地取得資金のうち、当該助成事業を行う年度の前年度の貸付けに伴い生ずる借受人からの償還総額とこれら資金の財源とするために市町村が起債した地方債の償還総額との差額に要する経費
- 3 償還推進助成事業
前年度までに貸付けられた住宅新築資金、住宅改修資金又は宅地取得資金の償還の推進に要する住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱（平成 4 年建設省住整発第 59 号）第 5 第 5 項に定める経費

- 2 一括助成事業
上記要綱第 4 第 2 項に定める市町村にあつては 10/10 以内
- 3 償還推進助成事業
上記要綱第 4 第 3 項に定める市町村にあつては 3/4 以内

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 4 年度分の補助金から適用する。

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、第 44 回准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 試験の実施日時
筆記試験 平成 5 年 2 月 24 日（水）午前 9 時 30 分から午後 3 時 10 分まで
- 2 試験の実施場所
津市広明町 13 三重県庁講堂
津市栄町 1 丁目 147 の 5 三重県勤労者福祉会館 6 階講堂、同 6 階研修室
津市桜橋 2 丁目 191 の 4 三重県医師会館 1 階健康教育室、同 4 階代議員会室
- 3 受験願書の受付期間及び受付場所
(1) 受付期間
平成 5 年 1 月 20 日（水）から同月 22 日（金）まで（午前 9 時から午後 5 時まで）
(2) 受付場所
ア 県内在住者
住所地を所管する各保健所
イ 県外在住者
津市広明町 13 番地 三重県保健環境部医務環境課
- 4 受験願書の請求先
津市広明町 13 番地 三重県保健環境部医務環境課
- 5 その他
(1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要領を参考にすること。
(2) この試験についての問い合わせは、受験願書の請求先あてにすること。
なお、郵便で問い合わせる場合は、必ず返信用封筒に切手をはり、あて先を明記して同封すること。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 1 項の規定により、員弁地区土地改良区の新規土地改良事業（非補助土地改良事業員弁地区農道舗装第 2 次）を平成 4 年 12 月 4 日認可した。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、次の

とおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出があった。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

事業主体名	事業名、地区名及び工種	工事完了年月日
十社南部土地改良区	団体営土地改良総合整備事業 十社南部地区 区画整理	平成 3 年 3 月 20 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により、安濃町（相野地区）の換地計画認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 12 月 15 日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 12 月 15 日から平成 5 年 1 月 4 日まで

3 縦覧の場所

安濃町役場

正 誤

平成 2 年 10 月 5 日付け三重県公報第 180 号に登載した、土地改良区役員の退任及び就任の届出の公告中

ページ	行	誤	正
12	11	1449 番地	227 番地
12	11	瀬古辰男	稲葉正見
12	下から 9	227 番地	1449 番地
12	下から 9	稲葉正見	瀬古辰男

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1 箇月 2,260 円

1 箇年 27,120 円

平成 4 年 12 月 15 日印刷発行

津市広明町 13 番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課